

患者さん各位

病 院 長

10月消費税法改正に伴う各種費用の改定について

消費税につきまして、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

今回の消費税法改正が決定したことを受け、2019年10月1日からの当院における消費税等の取扱いにつきまして下記のとおりご案内させていただきます。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 【 対 象 】

(1) 保険外診療

ア 評価療養

(ア) 先進医療

(イ) 医薬品・医療機器の治験に係る診療

(ウ) 薬価基準収載前の承認医薬品の投与

イ 選定療養

(ア) 差額ベッド代

(イ) 初診時・再診時

(ウ) 制限回数超えの医療

(エ) 180日超入院

(2) 実費徴収可能な費用

ア 健康診断・人間ドッグ・予防接種の費用

イ 日常生活上のサービスの費用(おむつ代, 尿取りパッド代, 付添寝具代等)

ウ 文書料

エ 診療録の開示手数料(閲覧・写しの交付等に係る手数料)

オ 診療報酬点数上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

2 【 改 定 日 】

(1) 現行：2019年9月30日までの保険外療養及び実費徴収可能な費用
→既存税率(8%)を適用

(2) 変更：2019年10月1日以降の保険外療養及び実費徴収可能な費用
→新税率(10%)を適用

※なお、ご不明な点がございましたら、医事課へお問い合わせください。